

「A-a」として分類されている事務・権限

法務局・地方法務局

- 〈整理番号 13〉 ・ 1 人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務 P1
 ・ 2 人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務

地方厚生局

- 〈整理番号 4〉 ・ 医療法人（広域）等の監督 P14
 〈整理番号 5〉 ・ 国の開設する病院等の医療法に関する手続き P17
 〈整理番号 6-1〉 ・ 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定 P19
 〈整理番号 6-2〉 ・ 特定感染症指定医療機関からの報告聴取等 P21
 〈整理番号 7〉 ・ 「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関の指定等 P23
 ・ 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等
 ・ 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定
 〈整理番号 8〉 ・ 指定医療機関等の指定等 P27
 「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定
 〈整理番号 12 及び 13〉 ・ 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士及び歯科技工士を養成する施設の指定、変更承認、指定取り消し、報告及び調査等 P29
 〈整理番号 14〉 ・ 生活衛生同業組合振興計画の認定 P41
 〈整理番号 15〉 ・ 複数の都道府県を活動地区とする中小企業者による協同組合等のうち、厚生労働大臣の所管に属する事業者が組合員資格に含まれるものに対する設立認可等 P43
 〈整理番号 18〉 ・ 社会福祉法人（広域）等の認可 P45
 〈整理番号 20〉 ・ 消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認 P47
 〈整理番号 22〉 ・ 精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等） P49
 〈整理番号 23〉 ・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行 P51
 〈整理番号 24〉 ・ 医師等の臨床研修施設等の指導監督 P53
 〈整理番号 25〉 ・ 総合衛生管理製造過程の承認等（海外施設の承認等及び製造基準の例外承認等を除く。） P56
 〈整理番号 27〉 ・ 指定検査機関の指定等 P61
 〈整理番号 28〉 ・ 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令 P64
 〈整理番号 34〉 ・ 特定機能病院の報告徴収・立入検査（医療法第 25 条第 3 項及び第 4 項） P66
 ・ 緊急時における報告徴収・立入検査（医療法第 71 条の 3）
 〈整理番号 35〉 ・ 介護保険・サービスに関する指導 P69

- 〈整理番号 43〉 ・ 消費生活協同組合の検査指導 P72
- 〈整理番号 44〉 ・ 社会福祉法人の指導監査 P74

地方農政局

- 〈整理番号 12〉 ・ 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 P76
- 〈整理番号 18・19〉 ・ 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 P84

経済産業局

- 〈整理番号 2-1〉 ・ 経済産業省生産動態統計調査のうち、都道府県が既に調査を実施している業種であってその規模等に
等に応じ局も分担して実施しているものに係るもの P90
- 〈整理番号 4〉 ・ 商工会議所法に基づく定款変更の認可 P93
- 〈整理番号 7〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等に対する工業標準化法（JIS法）に基づく
報告徴収・立入検査 P96
- 〈整理番号 11-1〉 ・ 下請代金法に基づく報告・検査 P99
- 〈整理番号 13〉 ・ 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等 P101
- 〈整理番号 16-2〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する割賦販売法に基づく報告徴収・立入
検査 P103
- 〈整理番号 18-1〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する消費生活用製品の製造業者・輸入業者に対する消費者
生活用製品安全法に基づく報告徴収・立入検査 P106
- 〈整理番号 18-2〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する電気用品の製造業者・輸入業者に対する電気用品安全
法に基づく報告徴収・立入検査 P109
- 〈整理番号 18-3〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等が存在するガス用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立
入検査 P112
- 〈整理番号 18-4〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する液化石油ガス器具等の製造業者・輸入業者に対する報
告徴収・立入検査 P115
- 〈整理番号 18-5〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する家庭用品の製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者
に限る）に対する報告徴収・立入検査 P118
- 〈整理番号 32-1〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等のある特定事業者に対する容器包装リサイクル法に基づく報告徴
収（法第39条）及び立入検査（法第40条） P121
- 〈整理番号 32-2〉 ・ 一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等に対する家電リサイクル法に基づ
く報告徴収（法第52条）及び立入検査（法第53条） P123
- 〈整理番号 32-3〉 ・ 一の都道府県内にのみ事業所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対す
る食品リサイクル法に基づく報告徴収（法第24条第1項）及び立入検査（法第24条第2項及 P125

び第3項)

- <整理番号 32-4> ・一の都道府県にのみ事業所等がある指定表示事業者に対する資源有効利用促進法に基づく報告徴収及び立入検査（法第37条第2項） P127
- <整理番号 35> ・一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への措置に関する事項（指導・助言（法第6条）、報告徴収・立入検査（法第87条3項）等） P129
- <整理番号 38-1> ・給油等事業所が一の都道府県内にある揮発油（ガソリン）販売業者等に対する揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく報告徴収、立入検査等 P132

地方整備局

- <整理番号 2-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約等に関する事務 P134
- <整理番号 7> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る事業評価及び費用の縮減に関する事務 P135
- <整理番号 8-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る技術的審査、検査及び調査に関する事務 P136
- <整理番号 9-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約制度の技術的事項に関する事務 P137
- <整理番号 10-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る積算基準に関する事務 P138
- <整理番号 11-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務 P139
- <整理番号 13-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る防災業務計画等の策定に関する事務 P140
- <整理番号 45-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務 P141
- <整理番号 46-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務 P143

北海道開発局

- <整理番号 2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約に関する事務（物品及び役務に関するもの） P145
- <整理番号 3-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務 P147
- <整理番号 4-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務 P149
- <整理番号 10・24> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る事業評価及び費用の縮減に関する事務 P151
- <整理番号 11-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約に関する事務（工事及び業務に関するもの） P152
- <整理番号 20-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約制度の技術的事項に関する事務 P154
- <整理番号 21-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る技術的審査、検査及び調査 P155
- <整理番号 22-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る積算基準に関する事務 P156

- <整理番号 25-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る防災業務計画等の策定 P157
- <整理番号 26-2> ・地方自治体に移管される直轄事業に係る建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務 P158

地方運輸局

- <整理番号 10> ・自動車運転代行業の認定業務 P159

地方環境事務所

- <整理番号 1・2・3> ○容器包装リサイクル法 P163
- ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する報告徴収（法第 39 条）
 - ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する立入検査（法第 40 条）
- 家電リサイクル法
- ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等からの報告徴収（法第 52 条）
 - ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査（法第 53 条）
- 食品リサイクル法
- ・一の都道府県内にのみ事務所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- <整理番号 6> ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する事務 P169
- <整理番号 7> ・土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督に関する事務のうち、一の都道府県内で調査業務を行う指定調査機関に関するもの P175
- <整理番号 8> ・環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第 25 条第 1 項に規定する申請等の経由に係る事務 P178

沖縄総合事務局

- <整理番号 10> ・農林水産省の地方農政局が所掌する業務の一部 P180
- <整理番号 13> ・経済産業省の経済産業局が所掌する業務の一部 P182
- <整理番号 16> ・国土交通省の地方整備局が所掌する業務の一部 P186
- <整理番号 18> ・国土交通省の地方運輸局が所掌する業務の一部 P188

※「整理番号」は関係府省が昨年行った「自己仕分け」の結果に付された整理番号と一致する。

事務・権限概要シート

出先機関名：法務局・地方法務局 整理番号（ 13 ）

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	人権擁護に関する事務

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>1 人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務</p> <p>2 人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>1 人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務</p> <p>人権擁護委員は、各市町村長の推薦を経て、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いた上で、法務大臣が委嘱することとされており、現在、法務局・地方法務局で実施している以下ア、イの事務が「移譲すると整理した事務」に該当する。</p> <p>ただし、法務大臣による委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みと併せて検討する必要がある。</p> <p>ア 都道府県内弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に対する意見の提出依頼</p> <p>イ 法務大臣への推薦の上申手続</p> <p>2 人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務</p> <p>人権啓発活動地方委託事業は、(a)ネットワーク事業（法務局、地方法務局、都道府県、市区町村、公益法人等が各地で横断的なネットワークを形成し、構成員による効果的な共同啓発活動となるよう、ネットワークの中で国が直接マネジメントを行い全国的に一定水準の啓発活動を確保するもの）と、(b)非ネットワーク事業（地方自治体が各地域の実情を反映させるなど独自性を活かして実施するもの）に分類されるが、このうち、(b)の非ネットワーク事業が「移譲すると整理した事務」に該当する。</p> <p>現在、法務局・地方法務局においては、①都道府県等に対する事業計画書の提出依頼や事業計画書の査定事務、審査結果報告書の作成事務、都道府県等が提出する精算報告書の精査等の委託事務一般、②都道府県等に対する委託事業遂行上必要となる実地調査一般、③委託事業の実施効果に関するアンケートや意識調査結果の分析などの事務を行うことで、全国各地における一定水準の啓発活動を確保するよう努めているが、本来、人権啓発活動地方委託事業は、一定水準の啓発活動が行われるよう国が地方自治体に委託して実施しているものであることから、地方自治体に移譲したものの、何らの人権啓発活動もされないというような</p>
-----------------------------	--

	事態は避けなければならない、同事業の移譲については、人権啓発活動を確保するための何らかの方策と併せて検討する必要がある。																				
予算の状況 (単位:百万円)	1 予算措置なし 2 876百万円(平成22年度予算)																				
関係職員数	法務局・地方法務局においては、上記1、2の事務を行うための専任の職員は配置されていない。上記1、2の事務は、法務局・地方法務局において実施する人権擁護に関する事務の一部のものであり、関係職員数を算定するのは困難である。																				
事務量(アウト プット)	<p>1 年間委嘱委員数 (単位:人)</p> <table border="1" style="margin-left:auto; margin-right:auto;"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委嘱数</td> <td>4,637</td> <td>4,369</td> <td>4,693</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 委託先及び執行金額</p> <table border="1" style="margin-left:auto; margin-right:auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方自治体数</td> <td>501</td> <td>505</td> <td>511</td> </tr> <tr> <td>執行金額 (百万円)</td> <td>1,123</td> <td>1,010</td> <td>997</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成19年	平成20年	平成21年	委嘱数	4,637	4,369	4,693	年度	平成19年	平成20年	平成21年	地方自治体数	501	505	511	執行金額 (百万円)	1,123	1,010	997
年	平成19年	平成20年	平成21年																		
委嘱数	4,637	4,369	4,693																		
年度	平成19年	平成20年	平成21年																		
地方自治体数	501	505	511																		
執行金額 (百万円)	1,123	1,010	997																		
備考																					

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <p>我が国の人権擁護制度は、基本的人権の保障を重要な柱とする日本国憲法が昭和22年に施行されたのを受けて、人権の尊重を基本とした平和で豊かな社会の実現を目指して、昭和23年に創設された。</p> <p>国民の基本的人権を擁護する事務を所掌する国の機関としては、法務省人権擁護局並びにその下部機関である法務局・地方法務局及びその支局が設置され、また、法務大臣が委嘱する人権擁護委員が全国に配置されており、人権侵犯事件の調査救済活動、人権相談、人権啓発活動等の事務に当たっている。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>日本国憲法、法務省設置法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権擁護委員法、人権侵犯事件調査処理規程、人権相談取扱規程 等</p> <p>【関係する計画・通知等】</p>
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申） ・人権救済制度の在り方について（平成13年5月25日人権擁護推進審議会答申） ・人権擁護委員制度の改革について（平成13年12月21日人権擁護推進審議会答申） ・人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定） <p>【具体的な業務内容】</p> <p>ア 人権侵犯事件の調査救済活動</p> <p>人権侵犯事件の調査処理は、被害者等からの救済の申出がなされた場合、新聞などから人権侵害の疑いのある事実を探知した場合等に救済手続を開始し、その手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を実施した上で、適正な事実認定、法令・判例に従った人権侵犯性の判断等を行い、事案に応じた措置を講ずるものである。</p> <p>人権問題は、対立が先鋭化しがちなセンシティブな問題であることから、全国の法務局・地方法務局においては、国民からの信頼を確保し、その機能を十全に果たすため、各種人権問題に対して、中立・公正な立場で対処している。</p> <p>イ 人権相談</p> <p>人権相談は、広く人権に関する相談を受け付け、相談者に対して必要な助言等を行うものであり、人権侵犯事件の端緒を得るためのアンテナ機能を有するものである。</p> <p>全国の法務局・地方法務局では、女性や子どもの人権に関する電話相談を専門に扱う「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」、全国の小中学生に配布し、子どもからの手紙による相談に積極的に応じるための「子どもの人権SOSミニレター」、インターネットを利用して人権相談を受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」などにより、各種の人権問題に対して幅広く相談を受け付けている。</p> <p>ウ 人権啓発活動</p> <p>人権啓発活動は、国民一人一人の人権意識を高め、国民の人権に関する理解を深めるための活動である。</p> <p>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日法律第147号）では、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定・実施することは、国の責務とされている（4条）。人権啓発活動による人権尊重理念の普及は、国民の人権保障につながるものであり、全国的に一定の水準が確保されることが不可欠である。また、全国で行われている人権相談や人権侵犯事件の調査処理の状況等を踏まえ、全国的な啓発活動を行うべき人権課題を早期に把握して人権啓発活動を実施し、人権侵害を未然に防ぐための役割を果たしている。</p> <p>エ 人権擁護委員に関する事務</p> <p>人権擁護委員は、市町村議会の議員の選挙権を有する住民で人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、当該議会の意見を聞いて推薦され、法務大臣が委嘱する（人権擁護委員法6条）。人権擁護委員は、その職務として、自由人権思想に関する啓もうや人権侵犯事件の調査等を行い（同法11条）、その職務に関しては、法務大臣の指揮監督を受ける（同法14条）。現在、約14,000名の人権擁護委員が全国の各地方自治体に配置されている。</p> <p>全国の法務局・地方法務局では、人権擁護委員の委嘱に関する事務、人権擁護委員の職務遂行のための各種研修の実施、人権擁護委員の活動に要した費用の支給事務、人権擁護委員の服務に関する事務などを行っている。</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>3,597百万円</p>

関係職員数	238人（平成22年度末定員） ※人権擁護事務に係る専従職員数である。																																																																																																											
事務量（アウトプット）	<p>人権相談事件取扱件数及び人権侵犯事件新規開始件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権相談事件</td> <td>273,259</td> <td>261,634</td> <td>257,275</td> </tr> <tr> <td>人権侵犯事件</td> <td>21,506</td> <td>21,412</td> <td>21,218</td> </tr> </tbody> </table> <p>人権啓発活動実施結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">講演会</td> <td>回数</td> <td>5,197</td> <td>5,065</td> <td>5,155</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>515,958</td> <td>504,721</td> <td>518,049</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">座談会・討論会</td> <td>回数</td> <td>781</td> <td>980</td> <td>895</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>27,987</td> <td>38,654</td> <td>36,677</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">映画会</td> <td>回数</td> <td>845</td> <td>729</td> <td>732</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>92,551</td> <td>66,891</td> <td>63,678</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研修会</td> <td>回数</td> <td>1,680</td> <td>1,978</td> <td>1,874</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>43,442</td> <td>51,608</td> <td>55,896</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">参加型活動</td> <td>回数</td> <td>1,073</td> <td>1,163</td> <td>1,406</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>573,105</td> <td>486,613</td> <td>509,606</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ラジオ放送</td> <td>局数</td> <td>166</td> <td>152</td> <td>169</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>1,879</td> <td>2,132</td> <td>3,595</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テレビ放送</td> <td>局数</td> <td>331</td> <td>364</td> <td>379</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>10,592</td> <td>55,269</td> <td>92,590</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有線放送</td> <td>所数</td> <td>1,074</td> <td>885</td> <td>853</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>21,861</td> <td>13,720</td> <td>14,891</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新聞紙</td> <td>紙数</td> <td>1,121</td> <td>1,017</td> <td>1,222</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>5,964</td> <td>5,663</td> <td>5,656</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ポスター パンフレット等</td> <td>配布数</td> <td>114,384</td> <td>187,513</td> <td>194,802</td> </tr> <tr> <td>配布数</td> <td>5,952,135</td> <td>5,161,933</td> <td>4,429,948</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年	平成20年	平成21年	人権相談事件	273,259	261,634	257,275	人権侵犯事件	21,506	21,412	21,218			平成19年	平成20年	平成21年	講演会	回数	5,197	5,065	5,155	参加者数	515,958	504,721	518,049	座談会・討論会	回数	781	980	895	参加者数	27,987	38,654	36,677	映画会	回数	845	729	732	参加者数	92,551	66,891	63,678	研修会	回数	1,680	1,978	1,874	参加者数	43,442	51,608	55,896	参加型活動	回数	1,073	1,163	1,406	参加者数	573,105	486,613	509,606	ラジオ放送	局数	166	152	169	回数	1,879	2,132	3,595	テレビ放送	局数	331	364	379	回数	10,592	55,269	92,590	有線放送	所数	1,074	885	853	回数	21,861	13,720	14,891	新聞紙	紙数	1,121	1,017	1,222	回数	5,964	5,663	5,656	ポスター パンフレット等	配布数	114,384	187,513	194,802	配布数	5,952,135	5,161,933	4,429,948
	平成19年	平成20年	平成21年																																																																																																									
人権相談事件	273,259	261,634	257,275																																																																																																									
人権侵犯事件	21,506	21,412	21,218																																																																																																									
		平成19年	平成20年	平成21年																																																																																																								
講演会	回数	5,197	5,065	5,155																																																																																																								
	参加者数	515,958	504,721	518,049																																																																																																								
座談会・討論会	回数	781	980	895																																																																																																								
	参加者数	27,987	38,654	36,677																																																																																																								
映画会	回数	845	729	732																																																																																																								
	参加者数	92,551	66,891	63,678																																																																																																								
研修会	回数	1,680	1,978	1,874																																																																																																								
	参加者数	43,442	51,608	55,896																																																																																																								
参加型活動	回数	1,073	1,163	1,406																																																																																																								
	参加者数	573,105	486,613	509,606																																																																																																								
ラジオ放送	局数	166	152	169																																																																																																								
	回数	1,879	2,132	3,595																																																																																																								
テレビ放送	局数	331	364	379																																																																																																								
	回数	10,592	55,269	92,590																																																																																																								
有線放送	所数	1,074	885	853																																																																																																								
	回数	21,861	13,720	14,891																																																																																																								
新聞紙	紙数	1,121	1,017	1,222																																																																																																								
	回数	5,964	5,663	5,656																																																																																																								
ポスター パンフレット等	配布数	114,384	187,513	194,802																																																																																																								
	配布数	5,952,135	5,161,933	4,429,948																																																																																																								
地方側の意見	<p>【全国知事会】 地方移管。ただし、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。</p> <p>【全国市長会】 組織のスリム化・統合をした上で、市町村（広域連携を含む。）に移譲するという意見と、引き続き国において実施すべきという意見があることから、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市はやることが可能。</p> <p>【全国町村会】 「市町村単位での処理となった場合、管轄範囲の縮小により、総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や、「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが、それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから、今後更なる検討が必要。</p> <p>【指定都市市長会】 人権擁護委員の委嘱に関する事務等は、国の出先機関の事務・権限を原則引き継いで実施。人権侵犯事件に係る調査・救済・予防等は、地域の実情に合わせて指定都市の同種取組を拡充強化（国は事業を廃止し指定都市へ税源移譲）。</p>																																																																																																											
その他各方面の意見																																																																																																												
既往の政府方針等	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。																																																																																																											

自己仕分け

【仕分け結果】

C-c

ただし、人権擁護委員の委嘱に関する事務については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲するが（A-a）、その前提として、法務大臣の委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みの検討が必要。また、人権啓発活動地方委託事業については、ネットワーク事業を除き、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲する（A-a）が、啓発活動を確保するための方策の検討が必要。

国民の人権を擁護することは憲法上の要請であり、さらに、国自らが人権擁護を行うことは国際的要請でもある。一方、地方自治体は、その地域の実情に合わせて、人権の擁護を図っている。

国自らが人権擁護を行いつつ、各地方自治体が「地方の実情に合せて」人権侵害に係る調査・救済・予防等の取組を拡充強化することは、我が国の人権擁護にとって重要であり、推進されるべきものであって、現に、いくつかの地方自治体では、子どもや女性などの特定の分野において、人権侵害からの救済等の取組を強化している。ただし、各地方自治体が、現在、法務省の人権擁護機関が行っている、あらゆる人権侵害からの救済活動を行う場合には、後述する事務処理の統一性、中立・公正性等、乗り越えるべき課題も多く、国は、引き続き国民に対し、あらゆる人権侵害からの救済措置を講ずる、いわばセイフティーネットとして、現在の人権侵犯事件の調査救済等の事務を行っていく必要があると考えている。

人権の擁護に係る国及び地方自治体の事務は、相互に排斥し合うものではなく、地方自治体の人権擁護の取組の強化が期待されるのはもちろんのこと、国は、国として人権擁護の責務を果たしていくべきであり、国の事業は廃止し得ないものと考えている。

以下、法務局・地方法務局が所掌する人権擁護事務に関し、ア人権侵犯事件の調査救済活動、イ人権相談、ウ人権啓発活動及びエ人権擁護委員に関する事務の四つに分類した上で、検討する。

なお、後述するように、政府は、新たな人権救済機関の設置を目指しており、また、国際的にも、国連総会で採択されたパリ原則（国内人権機関に求められる国際基準）にのっとった機関の創設が強く求められているところであるが、同機関の中央・地方の組織の在り方等については、いかなる組織・権限等が人権侵害からの実効的な救済にふさわしいか、国際的基準を満たすのか等の観点から、我が国の人権擁護体制全般の中で議論・検討されるべきものと考えている。

ア 人権侵犯事件の調査救済活動

(1) 事務処理の全国統一的判断の確保について【理由②】

人権侵犯事件の調査救済活動は、人権侵害の被害者に対する実効的な救済を図るため、態様が多種多様に及ぶ個別の事件について、関係者に対する事情聴取等の調査を行った上、関係各証拠の評価及びこれを前提とした事実認定を行い、認定できた事実について、様々な法令及び判例に照らし違法性の判断をした上、当該事案に対して最も適切な措置を選択するものであり、準司法的作用の実質を有し、全国統一的な判断が必要となる。

仮に、国が人権侵犯事件の調査救済活動を行わず、地方自治体のみがこれらを担うこととすると、人権侵害の被害者の救済に地域的な格差が生ずるおそれがあり、国民の人権擁護が十分に図られているとは言えない事態となることも懸念される。

次に、国が統一的判断基準等を定め、さらに判断の確保に資するための何らかの条件を整備することなどにより、全国統一的な判断を確保することができるかとの点であるが、人権侵犯事件の調査救済活動は、多様な人権侵害事案につい

て、法令の規定や判例に照らして判断を行うものであるから、その性質上、何らかの判断基準を定立することが困難であり、そもそも判断基準の定立にはなじまない事務であると考えられる。また、仮に、ある程度の基準を示すことができたとしても、事案ごとの判断ポイントを網羅することはできず、全国統一的な判断を確保することは、現実的には困難である。

(2) 中立・公正で実効的な事件処理について【理由②】

人権問題には、対立が先鋭化しがちなセンシティブな面があり、人権救済機関が国民からの信頼を確保し、その機能を十全に果たすには、調査救済活動が中立・公正に行われる必要がある。地方自治体においては、各種団体等と身近に接触する機会が多いことなどから、従来、地方自治体における行政の主体性、中立・公正性に対する懸念が示されてきたところである。人権侵害か否かについては、法令・判例等といった規範によって判断されるべきであるが、それが法令等に沿ったものではなく、それ以外の要因、例えば、特定の団体等の主義や主張の影響を受けたものであると受け取られてしまえば、人権救済を行う機関に対する国民からの信を得られず、実効的な人権救済という本来の機能を十全に果たしていくことができないこととなってしまう。この点、地方自治体の中に、調査救済活動の中立・公正性を担保可能な制度的仕組みを構築することが考えられるが、いかなる体制が担保となり得るか等について十分な検討が必要である。

また、仮に、国が人権侵犯事件の調査救済活動を行わず、地方自治体のみがこれらを担うこととした場合、刑務所など公権力による人権侵害等について実効的な救済がなされないおそれもある点を考慮すると、今後、各地方自治体の対応の相違等により著しい支障を生じかねず、新たな人権問題にも発展しかねないものと考えられる。

(3) 効果的・効率的な事務処理体制について【理由④】

人権侵犯事件の調査救済活動においては、上記のとおり、適正な事実認定、法令・判例に照らした違法性の判断が必要であることから、法的専門性を備えた職員を確保する必要があるが、見込まれる事務量が微少となるような地方自治体も含め、全ての地方自治体でこうした的確な執行体制（人材、予算、知見の集積等）の整備が可能とは言い難く、また、仮に整備ができたとしても、行政効率が著しく非効率になるものと考えられる。

この点、現行体制では、地方法務局、その地方法務局を指揮監督する法務局、さらにこれらに対する指示等の役割を担う法務省人権擁護局の3者において、調査救済活動に要する人的資源を適正に配分し、調査事項の策定や調査の実施、調査結果を踏まえた事実認定・法的判断、措置の選択等について、事案の性質に応じた連携・指導によって、これらを適正・迅速に行うことを可能とする態勢を整えており、これが、迅速かつ実効的な被害者救済に役立っている。

(4) 本省への引上げについて

人権侵犯事件は、近年、年間2万件超で推移しており、その調査救済活動においては、事実認定を行う前提として、事件当事者その他関係者に対する事情聴取等の調査が不可欠であることから、これを本省で直接実施するとした場合、これら事件の調査に遅延を来し、被害者に対する迅速な救済が困難となる。したが